

出土品の取扱いについて

1 出土品の取扱い基準

(1) 出土品の取扱いは、別表「出土品の取扱い基準」(以下「基準」という。)に基づくものとする。

(2) 基準適用に際しての留意点

ア 出土品の取扱いを決める時期は、出土品の性質を考慮し、発掘作業時、整理作業時、それ以降の適切な時期とする。

イ 出土品の取扱いを決めるにあたっては、専門的な知識を有する者の指導を受けることが望ましい。

ウ 基準により取扱いを「保管しない」とした出土品も、次の場合は保管を考慮することが望ましい。

(ア) 展示、復元を目的とする場合

(イ) 遺跡及び遺構を特徴づける場合

(ウ) 報告書等に掲載された場合

2 出土品の選別と保管

(1) 出土品は、文化財としての重要性、発掘調査報告書・記録等への登載の有無、活用の状況や頻度、種類・形状・形態、材質や遺存状態等の各要素により、次のように選別して保管することができる。

ア 国宝・重要文化財・県宝及び市町村指定等の文化財として極めて価値が高く、わが国及び地域の歴史又は文化を知る上に必要なため、展示あるいは貸与等によって公開される機会が特に多いもの。

展示・保管については、文化庁が定めた指定文化財の展示・公開施設に準じるなど、防災・防犯に配慮した特別の恒久的展示・保管施設において、常時検索可能な状態で保管することが求められる。また、免震ケースの使用や保管棚の転落防止等の固定、保管物の転倒防止等の地震対策を講ずる必要がある。なお、木質遺物や金属質遺物等(以下「脆弱遺物」という。)は適切な保存措置を施し、空調等の環境調整設備が整った場所で保管することが求められる。

イ 発掘調査報告書又は記録等へ図版が掲載された出土品で、展示あるいは貸与等によって公開される機会が多いもの。

展示・保管については、防災・防犯に配慮された一般の恒久的展示・保管施設において、検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ収納箱に入れ収納棚に整理する等、適切な方法で保管することが求められる。臨時の施設や消防法令上防火設備の設置を義務付けられていない規模の施設においても、上記の消防用設備を備えることが望ましい。また、保管棚の転落防止等の固定、保管物の転倒防止等の地震対策を講ずる必要がある。なお、脆弱遺物は適切な保存措置を施し、空調等

の環境調整設備を整った場所で保管することが望ましい。

ウ 発掘調査報告書又は記録類へ図版が掲載されなかった出土品であるが、活用の頻度等においてイの区分に次ぐもの。

展示・活用については、必要があれば取出し可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納し保管することができる。やむを得ず臨時の施設に保管する場合等は防火・防犯対策に配慮する。なお、脆弱遺物等は保存措置を施した上で保存する。但し、分析等のため保管する場合は、保存措置を講ずることが適当ではない場合もあるため、個別にその取扱いを考慮する。

エ 細片・磨耗等により活用が困難な出土品は、個別にその取扱いを考慮することができる。

(2) 地方公共団体以外の者が出土品を選別する際には、出土品に係る発掘調査又は出土場所を管轄する県又は市町村の教育委員会が監理する。

3 出土品の廃棄

(1) 出土品の廃棄は、広範な活用の方途を検討した上で、その可能性のない場合に限る等の慎重な配慮のもとに、行うものとする。

(2) 文化財認定を受けた出土品を廃棄する場合は、事前に県教育委員会と協議するものとする。

4 出土品の取扱いの見直し

出土品の取扱いについては、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、見直すものとする。

別表「出土品の取扱い基準」

出土品の種類		具 体 例	取 扱 い	
遺 物	人 又 は 人 の 活 動 に 直 接 関 係 す る も の	人の遺体又はその一部	人骨、頭髪等	原則として保管する。ただし、個人が特定される場合や、近世以降の人骨等については、改葬することも考えられる。
		人自体の痕跡等	足跡等	記録をとり、保管しない。
	道 具		土器、陶磁器、石器、金属器、木器、骨角器、土製品、石製品等	保管する。
			瓦	原則として保管する。ただし、近世のように多量に出土した場合は、分類のうえ、一定量を保管することも考えられる。
	道 具 等 製 作 時 の 副 産 物		石材チップ等	保管する。
			木材削りかす等	原則として保管する。ただし、多量に出土した場合は、分類のうえ、一定量を保管することも考えられる。
			鉄滓等	原則として保管する。ただし、製鉄遺跡で多量に出土した場合は、分類のうえ、必要な場合は鑑定・分析を実施し、一定量を保管することも考えられる。
	遺 構 を 構 成 し て い た 素 材	(ア)加工された素材	古墳の石室材、石垣の石材等	記録をとり、原則として保管しない。ただし、刻印等の加工がある場合は、保管する。
			木製井戸枠、板材、建築部材、柱痕、木杭等	原則として保管する。ただし、多量に出土した場合は、分類のうえ、一定量を保管することも考えられる。道具の転用材については、道具として扱う。
		(イ)未加工の素材	配石遺構の自然石、焼石、古墳の葺石、カマド石、焼土等	記録をとり、必要な場合は、鑑定・分析を実施し、保管しない。
原 料 、 食 料 等	(ア)道具等の原材料	石器の原石等	保管する。	
		金属鉱石、アスファルト、粘土塊等	原則として保管する。ただし、多量に出土した場合は、分類のうえ、必要な場合は鑑定・分析を実施し、一定量を保管することも考えられる。	
	(イ)家畜、栽培植物	イヌ、ウマの遺体等	原則として保管する。ただし、多量に出土した場合は、分類のうえ、必要な場合は鑑定・分析を実施し、一定量を保管することも考えられる。	
	(ウ)自然遺物	食べかす（貝殻、種子、動物骨等）	原則として保管する。ただし、多量に出土した場合は、分類のうえ、必要な場合は鑑定・分析を実施し、一定量を保管することも考えられる。	
自然物（自然環境を示すもの）		土壌、花粉、動植物遺体等	環境を復元する等のために必要な場合は、一定量だけ採取し、記録・分析を行った後は、保管しない。	